

入居申し込みに関する注意事項

1. 入居対象者について

- 1) 原則要介護 3 以上の方となります。ただし要介護 2 以下の「やむを得ない事情」による入所については、国の指針及び市町村の適切な関与によるものとします。

2. 申し込み期間について

- 1) 申し込み有効期間は要介護認定の有効期間とします。
- 2) 要介護認定の更新があった場合は、お手数ですが更新した介護保険被保険者証の再提出をお願い致します。
- 3) 有効期間満了日より 3 ヶ月経過しても、更新の申し出がない場合は、入居申し込みを取り下げたものとみなし、その後に更新の申し出があった場合は、新規の申し込みとして取り扱いますのでご了承ください。

3. 提出書類について

入居申込書に、次に掲げる書類を添付し提出して下さい。

- ア 入居申込調査票
- イ 介護支援専門員意見書
- ウ 介護保険被保険者証の写し

※すべての書類が揃った時点で申し込みが完了となります。また、入居の必要性を判断する上での重要な書類となりますので、記入漏れ等がないようお願い致します。

4. 入居者の決定について

- 1) 入居の順番は、お申込み順ではありません。
- 2) 「秋田県特別養護老人ホーム入所ガイドライン」に基づき、別に定める「特別養護老人ホーム飯島入所ガイドライン」に掲げる評価基準等を参考に、入居検討委員会を経て決定されます。

5. 入居申し込み内容の変更について

- 1) 入居申し込み中に、入居申込書の内容に変更がありましたら、随時施設までご連絡ください。
(身体状況の変化、他施設への入所決定、介護者・家族の変更等)
- 2) 要介護認定の変更があった場合は、変更後の介護保険被保険者証の再提出をお願い致します。
- 3) 必要に応じて、再度の入居申込書の提出をお願いする場合がございます。

6. 利用料金について

利用料金は別紙「料金一覧表」をご確認ください。

7. 入居相談窓口について

特別養護老人ホーム飯島までお問い合わせ下さい。入居申込書を持参される場合は、担当者が不在の場合もございますので、必ず事前に連絡を下さるようお願い致します。